

改正前	改正後
<p>（監督員の体制）</p> <p>2. 第2条第2項の監督員の体制について、請負代金額500万円未満の工事は、主任監督員、担当監督員とすることができる。</p> <p>また請負代金額<u>130万円未満</u>による工事は、担当監督員とすることができる。</p> <p>（監督員の工事成績評定）</p> <p>3. 第6条第3号の工事成績評定は、請負代金額<u>130万円未満</u>による工事は省略することができる。</p>	<p>（監督員の体制）</p> <p>2. 第2条第2項の監督員の体制について、請負代金額500万円未満の工事は、主任監督員、担当監督員とすることができる。</p> <p>また請負代金額<u>200万円以下</u>による工事は、担当監督員とすることができる。</p> <p>（監督員の工事成績評定）</p> <p>3. 第6条第3号の工事成績評定は、請負代金額 <u>200万円以下</u>による工事は省略することができる。</p>

改正前	改正後
<p>5. 第8条の工事成績評定は、請負代金額<u>130万円未満</u>による工事は省略することができる。</p>	<p>5. 第8条の工事成績評定は、請負代金額<u>200万円以下</u>による工事は省略することができる。</p>

建設業法における技術者制度

許可を受けている業種	< 指定建設業 >			< その他 >		
	土木工事業 ・ 舗装工事業 建築工事業 ・ 電気工事業 管工事業 ・ 造園工事業 鋼構造物工事業			(左以外の22業種)		
建設業の許可制度	許可の種類	特 定	一 般	特 定	一 般	
	営業所に必要な技術者の資格要件		1級国家資格者 国土交通大臣特別認定者	1級国家資格者 2級国家資格者 実務経験者	1級国家資格者 実務経験者	1級国家資格者 2級国家資格者 実務経験者
元請負工事における下請金額合計	(注)1 4,500万円以上	(注)1 4,500万円未満	(注)1 4,500万円以上は契約できない	4,500万円以上	4,500万円未満	4,500万円以上は契約できない
工事現場の技術者制度	工事現場におくべき技術者	監理技術者	主任技術者	監理技術者	主任技術者	
	技術者の資格要件	1級国家資格者 国土交通大臣特別認定者	1級国家資格者 2級国家資格者 実務経験者	1級国家資格者 実務経験者	1級国家資格者 2級国家資格者 実務経験者	
	技術者の専任	公共性のある工作物に関する建設工事で、請負代金額が4,000万円(注)2以上のときに必要(※公共性のある工事では、下請工事についても該当する。)				
	資格者証の必要性	発注者が国、地方公共団体のときに必要	必要ない	発注者が国、地方公共団体のときに必要	必要ない	

(注)1: 建築一式工事の場合は、7,000万円以上

(注)2: 建築一式工事の場合は、8,000万円以上

⑩ 専門技術者

建設業法第26条の2に規定する建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者をいう。

(建設業法第26条の2)

第1項

土木工事業又は建築工事業を営む者は、土木一式工事又は建築一式工事を施工する場合において、土木一式工事又は建築一式工事以外の建設工事(第3条第1項ただし書の政令で定める軽微な建設工事を除く。)を施工するときは、当該建設工事に関し第7条第2号イ、ロ又はハに該当する者で当該建設工事における当該建設工事の施工の技術上の管理をつかさどるものを置いて自ら施工する場合のほか、当該建設工事に係る建設業の許可を受けた建設業者に当該建設工事を施工させなければならない。

建設業法における技術者制度

許可を受けている業種	< 指定建設業 >			< その他 >		
	土木工事業 ・ 舗装工事業 建築工事業 ・ 電気工事業 管工事業 ・ 造園工事業 鋼構造物工事業			(左以外の22業種)		
建設業の許可制度	許可の種類	特 定	一 般	特 定	一 般	
	営業所に必要な技術者の資格要件		1級国家資格者 国土交通大臣特別認定者	1級国家資格者 2級国家資格者 実務経験者	1級国家資格者 実務経験者	1級国家資格者 2級国家資格者 実務経験者
元請負工事における下請金額合計	(注)1 5,000万円以上	(注)1 5,000万円未満	(注)1 5,000万円以上は契約できない	5,000万円以上	5,000万円未満	5,000万円以上は契約できない
工事現場の技術者制度	工事現場におくべき技術者	監理技術者	主任技術者	監理技術者	主任技術者	
	技術者の資格要件	1級国家資格者 国土交通大臣特別認定者	1級国家資格者 2級国家資格者 実務経験者	1級国家資格者 実務経験者	1級国家資格者 2級国家資格者 実務経験者	
	技術者の専任	公共性のある工作物に関する建設工事で、請負代金額が4,500万円(注)2以上のときに必要(※公共性のある工事では、下請工事についても該当する。)				
	資格者証の必要性	発注者が国、地方公共団体のときに必要	必要ない	発注者が国、地方公共団体のときに必要	必要ない	

(注)1: 建築一式工事の場合は、8,000万円以上

(注)2: 建築一式工事の場合は、9,000万円以上

⑩ 専門技術者

建設業法第26条の2に規定する建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者をいう。

(建設業法第26条の2)

第1項

土木工事業又は建築工事業を営む者は、土木一式工事又は建築一式工事を施工する場合において、土木一式工事又は建築一式工事以外の建設工事(第3条第1項ただし書の政令で定める軽微な建設工事を除く。)を施工するときは、当該建設工事に関し第7条第2号イ、ロ又はハに該当する者で当該建設工事における当該建設工事の施工の技術上の管理をつかさどるものを置いて自ら施工する場合のほか、当該建設工事に係る建設業の許可を受けた建設業者に当該建設工事を施工させなければならない。